



第 41 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成22年 8月10日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

県の指導要綱改正	1
第28回通常総会 開催	
会長挨拶 玉川福和	2
来賓挨拶 西藤公司副知事	3
平野 元山県市長	3
赤塚新吾町村会長	4
平成22年度表彰	4
表彰者	5
新監事	6
改正指導要綱	6
改正について	7
平成21年度浄化槽実務者研修会	8
① 施工について	8
② 生涯機能保証制度からの報告	11
浄化槽工事業者の皆様へ	12

新設浄化槽に対して送風機（ブロワ）停止警報器を 設置することについて 県の指導要綱を改正

岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱を改正し、新設浄化槽に送風機停止警報器の設置が義務化されることとなった。

平成22年10月1日から施行。（6～7頁掲載）

これにより、以前から指摘されていた送風機の停止が原因の放流水質の悪化による公共用水域の水質汚濁を未然に防止することができるようになる。

平成19年12月から平成22年3月末までに、岐阜県において業界が自主的に警報器を設置した30,465基で年間に1,974件の作動実績があった。

今後は指導要綱のとおり、警報器の設置により送風機の停止に迅速に対応することで、良好な水質の保全に万全を期することとなる。

第28回 通常総会 開催

平成22年6月14日午後4時から、岐阜県環境会館第二会館2F会議室において、社団法人岐阜県浄化槽連合会 第28回通常総会が開催された。

最初に玉川福和会長から挨拶があり、続いて平成22年度浄化槽関係業務功労者に対する表彰式が行われた。岐阜県知事表彰が西藤公司副知事から、会長表彰、永年勤続者表彰が玉川会長からそれぞれ表彰された。

引き続き来賓挨拶が、西藤副知事、岐阜県市長会から平野 元山県市長、町村会長 赤塚新吾八百津町長から行われ、来賓として、県の富田成輝環境生活部長、宗宮正典廃棄物対策課長、篠田範夫課長補佐が紹介された。

続いて議事が行われ、平成21年度事業報告及び決算、新監事を全員拍手で賛成した。



会長挨拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和

下水道法改正は、今、国の方で準備が進み出しました。法改正の目的は地方財政が極めて厳しい中において、特に下水道については予算は付くが借金も増えていくという構図は未だ変わってはありません。したがって、ひもつき補助金を廃止する中で、地方分権を確実にしたいという強い思いが民主党の中にありましたので、私達はこれを支持するという事で下水道法改正に取り組んで来たわけですが、だいたい大枠は見えてきました。

次は下水道の根本的な見直しをする必要があります。これは国交省の認知した中で進んでいくと思いますが、一方では、私達の施工、維持管理そして法定検査でチェックするという流れについては、民主党の国会議員も議員連盟を立ち上げて、実態をよく知りたいということで今仕分け中であります。全国的には施工、維持管理の実態で不明朗なところもあるとして、選挙が済み次第、岐阜県にも議員団で赴きたいという問いかけが来ております。いつでも来てください。悪いところがあれば指摘していただきたいと言ってあります。そこで施工部門について言えば、7条検査がありますが7条検査の実態は良くない。なぜかと言えば、工事の済んだ後に工事の実態なんか見れる筈がない。埋めた後ですから。ここは法の不備として改める必要があります。県とも打合せをして、これからの7条検査はどうあるべきかを検討します。維持管理については、設置者は留守の時もありますから、留守の時に私達の規範意識が問われる。留守であればこそ厳しい姿勢でのぞまなければなりません。私達はらくらく契約制度の中で罰金制度まで設けてやっているのは正しいやり方だと思っていますが、いずれにしても、いままで以上に規範意識を強く持って、業務に精励していただくようお願いします。



来賓挨拶

岐阜県副知事
西藤 公司

生活排水による公共水域の汚濁防止につきましては、浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われなければなりません。そうした観点から、貴連合会では「みず再生施設認定制度」や「生涯機能保証制度」を創設され、また県民の皆さんに対する環境保全の普及啓発や調査研究開発などさまざまな分野において、環境衛生の向上に貢献されておりますことに感謝申し上げます。

とりわけ、プロワ停止の警報装置につきましては、連合会の方で進めていただいておりますが、県としても浄化槽の適正な維持管理の面から効果的だと考えておりますので、新設の浄化槽に関しても、その機能が恒常化する方向で準備を進めております。

昨日(6月13日)「全国豊かな海づくり大会」が、多くの皆様のご協力のもとに無事終了しました。県を舞台とする初めての川、海を一体とした環境保全の大切さ、水の大切さを全国にアピールすることができたと思っております。今後は岐阜清流国体、清流大会もありますので、この岐阜の清流の国づくりを国体や大会を通じて未来につないでいきたいと考えております。

その点においても、浄化槽による整備、適正な維持管理が極めて大切でありますので、引き続き皆様のご協力をお願いします。



岐阜県市長会
山県市長 平野 元

「みず再生施設認定制度」や「生涯機能保証制度」の活用により、浄化槽のより高度な維持管理による水環境の保全に努力されていることに感謝申し上げます。

現在、飲料水をはじめとする生活用水の殆どを河川等の公共用水域に依存している我が国においてはその水質保全是人間の生命と生活を守る上で極めて重要な課題であります。そのため、県内の各都市では下水道事業等を行っておりますが、とりわけ中山間部では浄化槽による水質保全是必要不可欠なものであります。折りしも先程、副知事からもお話のありました6月12日、13日の2日間は岐阜県の誇りである水を守り、育むために水と共生をテーマとして「全国豊かな海づくり大会」が開催されたところであります。水質対策や環境教育など川上から川下まで一体とした水環境の保全を推進してまいります。

貴連合会が地域住民に対して浄化槽に関する正しい知識を普及していただき、また関係者の皆さんが連携を密にし、資質の向上を図られることにより、健康で快適な生活環境づくりが推進されますようご協力をお願いします。



岐阜県町村会長
八百津町長 赤塚新吾

町村によっては、浄化槽を使え、浄化槽だけでやるぞというところも出てきておまして、皆さんには大変お世話になっております。私達の町の場合、単独浄化槽がまだあるということで、是非単独浄化槽の方々には合併浄化槽、さらには高度処理といったことで働きかけをしたいと思っております。今年度、私達の町では浄化槽の補助金申請が思ったより多くありましたので、臨時議会で補助金増額の補正をしなきゃいかんと考えておるような状況であります。

浄化槽は設置しただけでは駄目でありまして、先程、玉川会長もおっしゃっていましたように、いかに維持管理して川の水を良くするかというのが大事でありまして、皆さんの技術力で今後とも良い維持管理をお願いしたいと思っております。

平成22年度 表彰

第28回通常総会（6月14日）の席上において、平成22年度 浄化槽関係業務功労者に対する表彰式が行われ、岐阜県知事表彰者3名に西藤副知事から、会長表彰者13名 永年勤続者表彰者19名に玉川会長から表彰状並びに記念品が贈られた。

表彰者の皆さん、まことにおめでとうございます。今後ともより一層のご活躍を期待しています。



西藤副知事から授与



玉川会長から授与

平成22年度表彰者

知事表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜県管設備工業協同組合	川島吉博	日野吉工業(株)
岐阜県環境整備事業協同組合	細野元好	第二衛生社
同	山本宮子	(有)クリアシステム

会長表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	佐々岡修	日進環境
西南濃浄化槽管理協議会	西垣好久	大垣クリニック興業(株)
中濃地区浄化槽協議会	加藤浩二	三和住宅設備(株)
可茂地区浄化槽衛生管理協議会	奥田重信	加茂水道(株)
郡上浄化槽協議会	遠藤満正	(有)八幡環境
恵那浄化槽協議会	五十嵐英二	五十嵐工業(株)
下呂市浄化槽協議会	田口悦郎	(株)スミヨシ設備
岐阜市浄化槽保守点検業協会	田中正幸	田中プラントサービス
岐阜県管設備工業協同組合	高木雅浩	協栄設備工業(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	鈴木雅巳	飛騨浄化槽管理センター
岐阜県環境整備事業協同組合	牧野好晃	(株)日本環境管理センター
同	奥村訓章	(有)広見環境サービス
同	上島隆弘	各務原衛生(株)

永年勤続者表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	板橋雅也	(株)アクアコートジャパン
西南濃浄化槽管理協議会	中村寛	(株)光商会
中濃地区浄化槽協議会	山田増巳	関建材(株)
可茂地区浄化槽衛生管理協議会	佐賀正典	美濃加茂衛生(株)
同	山口利明	(株)榊間石油
郡上浄化槽協議会	井瀬裕史	(有)八幡環境
恵那浄化槽協議会	加藤智義	ケイナンリー(株)
下呂市浄化槽協議会	大前美壽	クリーン金山(有)
飛騨地区浄化槽協議会	岩村貢	(有)こがいと設備
同	川端秀喜	(株)神岡衛生社
岐阜市浄化槽保守点検業協会	松葉省吾	(有)住建総合管理センター
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	板津昌洋	(株)パードック池田浄化槽管理センター
岐阜県環境整備事業協同組合	玉置政巳	(有)吉城環境管理センター

同	市川昭司	クリーン金山(有)
同	大平敏正	各務原衛生(株)
同	坂井田淳一	トバナ産業(株)
同	山本和博	東海環境事業(株)
(財)岐阜県環境管理技術センター	北川嘉久	職員
同	澤田和良	同

◇ 新 監 事

第28回通常総会（6月14日）において、任期満了に伴う監事の選任が行われ、次の2名の方が監事に選任されました。

横井 誠（岐阜県浄化槽保守点検業協同組合）

栗本 八州（財団法人岐阜県環境管理技術センター）

新設浄化槽に対する送風機停止警報器に関する 県の指導要綱改正

〈改正指導要綱〉

（浄化槽の設置等）

第3条 浄化槽を設置しようとする者は、送風機の停止による公共用水域の水質汚濁を未然に防止する目的から、原則として、送風機が停止した場合に光及び音による警報を発する機能を備えた浄化槽を設置するものとする。

2 浄化槽管理者は、前項の警報が発せられたことを知った場合は迅速に対応するものとする。

3 関係事業者は、浄化槽管理者等から対応を要請された又は点検等で警報が発せられたことを知った場合は、必要に応じて連携して迅速に対応するものとする。

施行期日 平成22年10月1日

指導要綱改正について

県内の自主的な取組

- **みず再生施設認定制度**
財団法人岐阜県環境管理技術センターは、より高度な維持管理が行われ放流水質が良好な浄化槽を認定する。
- **認定条件：法定検査 3 年連続適合**
放流水の透視度 30度以上
ブロウ停止警報装置の設置

送風機停止警報機能

- **新設する浄化槽の設置者に対して、送風機停止警報機能（音及び光によるもの）を備えた浄化槽を設置するよう求める**
- **根拠**
岐阜県浄化槽の設置に関する改正指導要綱

送風機停止警報機能の必要性

- **送風機が停止した場合の放流水質の悪化**
送風機が停止した場合の放流水質に係る観測データ（提供：財団法人岐阜県環境管理技術センター）によると、送風機停止により、1～4日後には放流水質が悪化し、一度悪化した水質を基準内に回復するためには6日程度要する。
- **送風機がいつ止まったのかわからない。**
浄化槽使用者は次の保守点検まで気がつかない又は悪臭が発生してはじめて気づくのが現状で、悪化したまま放流され続けている。
- **送風機がいつ止まるのかわからない。**
保守点検時に送風量が低下している場合には対応できるが、送風機がいつ停止するかを予測して事前に対応することは困難であることが現状で、保守点検の次の日に送風機が停止することもあり得る。
- **送風機停止警報機能の作動実績**
業界が自主的に警報器を設置した30,465基で年間に1,974件の作動実績があった。

平成21年度浄化槽実務者研修会

3会場で1,221名が受講

恒例の主催社団法人岐阜県浄化槽連合会 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト協議会 協力岐阜県環境生活部廃棄物対策課による平成21年度浄化槽実務者研修会が、3月4日長良川国際会議場メインホール「さらさ〜ら」3月5日同4階大会議室 3月12日飛騨・世界生活文化センター大会議室の3会場で開催され、会員 行政 メーカー等 1,221名が受講しました。

研修内容のうち①施工について②生涯機能保証制度について掲載します。なお、その後の報告事項等も併せて掲載します。

① 施工について

施工については、平成21年7月から10月にかけて、岐阜県、岐阜県管設備工業協同組合、社団法人岐阜県浄化槽連合会主催による浄化槽工事業登録業者を対象とした研修会が県下6会場で開催されました。平成21年度実務者研修会では、その内容を確認するためビデオによる説明が行われました。

その後、県及び業界から文書が出されているので改めて掲載します。

資料-1は浄化槽届出書に実際に工事を行う工事業者名を記載するよう県が市町村に通知した文書。

資料-1

(写し)

廃対第200号

平成21年8月25日

各市町村長 様
(浄化槽担当課)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

浄化槽設置届出書の取扱いについて

標記について、建築確認申請を伴わずに浄化槽を設置する場合は、浄化槽法に基く設置届出が必要とされており、届出書には工事を行う予定の浄化槽工事業者の名等を記載することとなっていますが、実際に工事を行った業者を把握することが困難となる問題が生じています。

つきましては、下記のとおり取扱いを変更することとしますので、設置者等へのご指導をお願いいたします。

記

- 1 変更点
設置届の様式中「12. その他特記すべき事項」欄に、
実際に工事を行う工事業者名を記載すること。
- 2 実施時期
平成21年10月1日

資料-2 は県から工事業者への指導文書

資料-2

(写し)

平成21年11月24日

浄化槽工事業者 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長
岐阜県県土整備部建設政策課長
岐阜県都市建築部建築指導課長

浄化槽工事の施工について

日頃は、浄化槽行政に関しまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、先に開催した「浄化槽工事業者研修会」にご参加いただき、ありがとうございます。

さて、研修会でも説明したとおり、浄化槽法第6条には、「浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従っておこなわなければならない。」と定められており、その技術上の基準において、「基礎の状況等に関する記録を作成すること」が求められています。

つきましては、適正な浄化槽工事を行うため、特に下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

また、7条検査時に法定検査機関が工事写真の確認を行いますので、工事写真を設置者にお渡しいただくようお願いいたします。

記

- 1 浄化槽設置届が提出されていることを確認した上で工事を行うこと。
- 2 下記のとおり、浄化槽工事の写真を撮影し、保管すること。
 - ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - ・浄化槽設備士が正面を向いて、標識（浄化槽工事業者登録票等）を掲げ背景に工事を行う場所の周辺状況とともに写っている写真
 - ② 基礎工事の状況を示す写真

- 栗石地業を行った後、捨てコンクリートを打っているところの写真
- ③ 据付工事の状況を示す写真
 - 水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っているのが分かる写真
- ④ かさ上げの状況を示す写真
 - バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真

資料－3 は県の工事業者への指導文書を受け、業界からも同様の連絡をした文書

資料－3

浄化槽工事業者の皆様へ

先日は、岐阜県、岐阜県管設備工業協同組合、社団法人岐阜県浄化槽連合会主催の「浄化槽工事業者研修会」で、浄化槽の適正な施工の技術上の基準等について受講していただきました。つきましては、県から確認のため、指導文書（別紙）が出されましたのでお知らせします。

内容は、

- 1 浄化槽設置届が提出されていることを確認した上で工事を行うこと。
 - * 浄化槽設置届未提出で工事を行った場合は、浄化槽法第63条第1項の規定により、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 2 浄化槽工事の写真を撮影し、保管すること。
 - * 浄化槽工事の写真については、7条検査時に確認するので設置者に渡すこと。写真のない場合は法定検査機関が県に報告する。

以上2項について、必ず厳守してください。

〔添付書類〕県の指導文書

平成21年11月24日

岐阜県管設備工業協同組合
社団法人岐阜県浄化槽連合会

② 生涯機能保証制度からの報告

平成21年度浄化槽実務者研修会で、判定委員会（委員長 窪田浩一）から現状報告をしましたが、平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）の資料がまとまりましたので報告します。

1. 申立件数と修理内訳

申立件数	基金修理	メーカー修理	保守修理	施工修理	取り下げ	協議中
47	11	13	4	3	3	13

（内2件 22年度支払分）

2. 現地調査 33日（延べ58件）

① 破損の発生部位

部位	基数
第一槽	5
ばっ気槽	27
沈殿槽	5
担体流動槽	3
放流部	7
計	47

② 破損部位から見た施工の問題点

- 設置場所が建物に近いケース
- 傾斜地における施工方法（擁壁の設置など）
- 湧水のある場合の施工方法（特に埋め戻しなど）
- 製品（浄化槽本体）に問題がある。（同じメーカーの同じ部位に発生）

3. 判定委員会の開催 26回

① 関係業者の出席状況

- メーカー 4メーカー（延べ14回）
- 工事業者 10業者（延べ13回）

② 関係業者に対する今後の対応

- メーカー 工事業者・元請業者 保守点検・清掃業者 法定検査機関による原因究明への協力を得て、責任の所在をより明確にする。

4. 基金からの支払済金額

20件 ￥1,897,581円

（内11件 20年度修理分）

浄化槽工事業者の皆様へ

浄化槽工事の写真を必ず撮影し、一部は工事業者が保管し、一部は設置者にお渡しください。

7条検査時に法定検査機関が確認を行います。

浄化槽工事の写真

- ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - ・浄化槽設備士が正面を向いて、標識（浄化槽工事業者登録票等）を掲げ、背景に工事を行う場所の周辺状況とともに写っている写真
- ② 基礎工事の状況を示す写真
 - ・栗石地業を行った後、捨てコンクリートを打っているところの写真
- ③ 据付工事の状況を示す写真
 - ・水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真
- ④ かさ上げの状況を示す写真
 - ・バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真

浄化槽の安心・安全のために、補助金の有る無しに係わらず、生涯機能保証制度に加入しましょう。

平成22年 6月

岐阜県管設備工業協同組合
社団法人岐阜県浄化槽連合会

☆ 上記の文書は平成22年 6月、岐阜県管設備工業協同組合から浄化槽工事業者の皆様へ送付されたものです。なお、同組合の受付でも配布しているのでご覧ください。